リストラティブジャスティスにおける 社会内継続支援

日本の実践例から考える

山森美里

(法学専攻 シビック・ガバナンス・コース)

はじめに

第1章 被害者と加害少年について

第1節 被害者のおかれている現状

第2節 非行のリアリティー

第3節 被害者の回復と加害少年の更生

第2章 リストラティブジャスティスとは何か

第1節 リストラティブジャスティスの考え方

第2節 リストラティブジャスティスのモデル

第3章 日本におけるリストラティブジャスティスの実践例から考える

第1節 裁判官主導型モデルの実践例

第2節 処遇過程型モデルの実践例

第3節 NPO・NGO 型モデルの実践例

第4節 リストラティブジャスティスの意義と課題

第4章 社会内継続支援の具体的構想

第1節 社会内継続支援のあり方

第2節 リストラティブジャスティスの具体的な形態

むすび

はじめに

2000年に少年法が改正されてから6年余りが経過した今日,第二次少年 法改正案の国会審議がスタートするなど少年非行に対する関心はなお高い。 2000年の少年法改正は,犯罪被害者(本稿では遺族も含めて犯罪被害者と し,以下被害者と略す。)の保護と同時に,少年非行に対する厳罰化の側 面を持つ。被害者は司法手続から排除された「忘れられた存在」と例えられるように、刑事司法や少年法において被害者の視点が希薄であったことは確かであろう。そのため、司法に対して被害者が不満を抱くようになった。そして、その思いが様々な形で訴えられるようになり、司法はそれに応える必要に迫られ、少年法が大幅に改正された。その後被害者に対する関心は一層高まり、2005年12月には犯罪被害者基本計画が閣議決定され、2006年11月21日には初の犯罪被害者白書がまとめられた。少しずつではあるが被害者の保護と支援が強化される傾向にある。

近年、「リストラティブジャスティス (Restorative Justice)」(以下 RI と略す。) が注目されている。RI は , 厳罰化に対して , 少年非行の減少 , 防止や被害者の精神的傷の回復に有効でないという考えを持つ。少年非行 を深く考えると、厳罰化はむしろ逆効果であるとする。RIとは、被害者 と加害者、そして地域社会の直接の対話によってそれぞれの回復を図るも のであり、その回復や関係修復をもって社会が犯罪の解決と受け止めよう というものである¹⁾。RI については,アメリカで300以上,ヨーロッパで 500以上のプログラムが行われており、その他オーストラリア、ニュー ジーランド,カナダなどでも広く行われている²⁾。最近では,日本でも裁 判官や少年院によって行われた被害者と少年の対面や、岡山での仲介セン ター,千葉の「被害者加害者対話の会運営センター³⁾」として弁護士など が NPO・NGO を設立するなど、様々な形での RJ の取り組みが行われ始 めている。これらの実践例は、RIの持つ意義を再確認させるものでる。 しかし同時に,双方の回復を継続させることの難しさと,対話後の社会内 での継続支援が十分でないことに気付く。この背景には,日本の RI にお ける地域社会の視点の希薄さがあると考える。日本の実践例から RI の持 つ意義を再考し、対話後の社会内での継続支援の必要性を説く。

本稿では「Restorative Justice」を「リストラティブジャスティス(RJ)」とする。日本において、「Restorative Justice」は「修復的司法」と訳されることが多い。しかし、これは家庭や教育など様々な場面で実践さ

れている理念であり,決して司法に限られたものではない。また,「修復」という言葉自体に嫌悪感や不信感を抱く被害者も存在し,「修復」という言葉であるが故に RI 本来の意味への誤解を招く恐れがあるためである。

第1章 被害者と加害少年について

第1節 被害者のおかれている現状

被害者にとって,犯罪とは日常生活を平穏に送っている最中,突然訪れるものである。そのため,被害者の犯罪によって受ける肉体的精神的負担は計りしれない。このような体験をした後は,日常の悲観反応だけでなく,外傷的記憶への反応としての急性ストレス反応や,PTSD(外傷後ストレス反応)も見られることが少なくない⁴⁾。

PTSD とは,個人の対処能力を超えるような大きな打撃を受けたときにできる精神的な傷のことである⁵⁾。事故,事件の記憶が突然甦り被害の再体験と同じ感覚に陥る,思い出すことの苦痛を避けるために現実から逃避し,痛い,寒いなどの感覚や悲しみ,怒りなどといった感情が麻痺し無感覚になるなど,その症状は様々である⁶⁾。症状の具合や時期は別として,窃盗事件であれ殺人事件であれ,事件の種類に関わらず被害者は何らかの心理的負担を抱える場合が多い。

また,被害者は犯罪による直接の被害だけではなく,司法やマスメディア,親戚や近隣住民などの身近な人,医療機関などにより,被害者の心は深く傷つくことがある。被害者である杉浦純子さんは,「元気そうで良かった」のひと言でさえも「元気なわけないでしょ」と思ってしまう,「もう辛い話は聞きたくない」と遮断されているように,拒否されたように感じたと言う 7 。これらの被害は二次被害と呼ばれ,被害者が二次被害を受ける可能性は非常に高い 8 。

二次被害の原因のひとつである司法には,民刑峻別の原則がある。これは,民事と刑事を別に考えるというものであり,我が国ではこれに基づき

犯罪に対する刑罰については刑事裁判で,損害の賠償については民事裁判で行われている。刑事裁判では刑罰の主体は国家にあり,国家と加害者の問題として扱われ,被害者が裁判の当事者となり損害賠償を請求する権利を有するものは民事裁判である。少年事件においては,手続自体が教育的性格を持ち,「少年の健全な育成」と保護を目的とする少年法の理念により,非行歴や氏名,顔など本人を特定することが可能な情報の公表は禁止され,審判も非公開とされる⁹⁾。

民刑峻別の原則により被害回復が刑事司法の直接の目的ではなくなり,少年司法の創設により少年の将来に向けた更生を第一に考えるようになった。この点においては,非常に意義のあるものであった。しかし,これにより被害者は刑事裁判において当事者として位置づけられなくなり,少年事件では事件の状況,動機などの情報を知ることが出来ない場合が多くなったことは事実である。そのため,被害者は疎外感に苛まれ,事実を知りたい一心で起こした民事裁判であるにもかかわらず,「殺された方も悪い」,「子どもの命を金に換えるのか」と非難され,更に判決通りの賠償額を受け取ることができるのは事実上ほとんど無く,悲しみ,苦しみ,怒りで心を痛めていることも少なくない¹⁰⁾。事件への疑問や不安,恐怖は癒されることなく,多くの被害者は一次被害と二次被害によって深く傷つけられている。

第2節 非行のリアリティー

「加害少年」と聞けば、「悪」、「落ちこぼれ」、「恐ろしい」などのイメージを持つ人は多い。しかし、多くの少年は生育歴の中で虐待、ネグレクト、いじめ、暴力、差別など深刻な経験をしている¹¹⁾。深い精神的問題を抱え、人格的発達も十分でなく、危機的状況に直面していたにもかかわらず、親、教師、公的機関などからの有効な社会的支援を与えられなかった、その意味では彼らは被害者と言える¹²⁾。もちろん、このような経験を持つ少年が、全て非行に走るわけではない。しかし、調査対象となった少

年院在院者の71.4%は身体的暴力や性的暴力を受けているという法務総合研究所研究部の調査結果や¹³⁾,京都宇治少年院在院者の70%は家庭に何らかの問題を抱えているという事実¹⁴⁾からみれば,非行と生育段階で受けた被害経験は決して無関係であるとは言えない。少年非行は,少年の人格と生育環境の両面にわたる複雑かつ深刻な問題を映し出しているものであると言える¹⁵⁾。生育段階で最も影響力のある家庭に焦点を当て,その中で生じる虐待について考えてみたい。

児童期の子どもにとって親は絶対的なものであり,思春期においては困難にぶつかったときに親を頼りにすることで心を癒し,エネルギーを充電していく¹⁶⁾。しかし,その親が一方的な要求を押し付けたり,都合の良いように子どもを枠にはめようとしたりすることが続くと,子どもは親に気に入られようと必死になる¹⁷⁾。そして,甘えることもできず自分自身を失ってしまう。親に怒られる度に自分を責め,自分を価値のない人間と評価し,辛い,悲しいという感情を無意識のうちに封じ込めてしまう。希望や将来に取り組もうとする意欲を失い,大人や社会に対して不信感や怒りを感じるようになる¹⁸⁾。そして,自分を受け入れてくれる場所を同じ生活感覚や生活歴を持ったグループに求め,擬似家族のように仲を深めていく¹⁹⁾。希望を失い,辛さや悲しさを封じ込めてしまった彼らは,相手の痛みを理解することができず,心に抱えている不信感や怒りを非行という形で大人や社会に表現してしまうのである。

虐待だけでなく、いじめや暴力、差別も少年に同じような心の傷を負わせる。つまり、これら生育段階で受けた被害経験は、少年の心に自尊心の欠落、未来断絶思考、大人や社会に対する不信感や怒りといった深い傷を負わせてしまうのである。非行とはこの傷の表現であり、その根本的な原因のひとつは少年に心の傷を負わせた環境と言えるのである。

第3節 被害者の回復と加害少年の更生

被害者の回復とは何か。犯罪の被害を受けた被害者は,深くかつ複雑な

肉体的精神的傷を負っている。それぞれの被害者が受けた傷や状態は異な り,ニーズも様々である。厳罰化,損害賠償,情報提供,心からの償い, 現状を知ってほしいなど、求めるものは個人によって異なり、また一人ひ とりの被害者も,いくつものニーズを同時に抱えている²⁰⁾。その中で,回 復が何たるかを定義することは現実的ではない。しかし、被害者を支え、 心を癒し、精神的回復の方向へ導く努力をすることは、社会の責任である。 では、どのように支えていけばよいか。それは、被害者の持つ多様な ニーズに目を向け,そのニーズに応えていくことである²¹⁾。被害者の多様 なニーズを理解し把握し、被害者の視点から個別的に対応していくことが 重要である。1997年の矯正局教育課長通達「生活訓練課程の細分に新たに 設けられた対象者の処遇方針,処遇内容などについて」の発表をきっかけ に,多くの少年院で被害者の視点を取り入れた矯正教育が実施され²²⁾, 2000年には少年法改正によって、被害者などが被害に関する心情・意見の 陳述ができる「被害者の意見聴取制度(少年法9条の2)」が新設される など,司法や矯正教育において被害者のニーズに応えようとする姿勢が見 られるようになってきた。しかし、被害者のニーズに少年が自発的に応え る体制はまだできていない。被害者に痛みを負わせた少年自身が被害者の ニーズに応えることは、被害者の精神的回復にとって非常に大切なことで

次に少年の更生とは何か。これもまた、ひと言で定義できるものではない。なぜなら、更生とは、自分の行った行為をしっかり受け止めること、非行を二度と繰り返さないこと、社会に貢献すること、損害賠償を支払うことなど、様々な視点から判断されるものだからである。しかし、更生を考えるにあたり、被害者の視点は決して欠いてはならない。その視点を欠いて矯正を強調したとき、それは更に被害者の傷を深くすることさえある。被害者のニーズに応えるという被害者の精神的回復に少年自身が自発的に行動することは、少年の更生にとって非常に重要である。少年が自発的に行動するためには、自らの犯した罪をしっかり見つめ、被害者の思いを受

あり、また大きな影響を与えるものである。

け止められなければならない。そのためには何が必要か。それは,少年の心の傷を癒すことである。少年と向き合い,理解し,心を解きほぐしていくことが,非行の根源である自己否定や未来断絶思考,不信感,怒りといった心の傷の回復になる²³⁾。その回復が,自分の犯した罪と向き合い受け止めることや被害者の痛みへの理解につながるのである。

以上から,被害者の精神的回復と少年の更生を考えたとき,少年自身が自発的に被害者のニーズに応えていくことの重要性がわかる。しかし,被害者のニーズに応えるにあたって注意しなければならないことがある。それは,被害者の現実のニーズの中には少年にとってマイナスになりうるものも存在するということである。被害者が「少年を厳しく罰してほしい」との思いを抱くことは,自然な心理であろう²⁴⁾。しかし,単に罰を科し非難するだけの厳罰は,自己を否定し,大人や社会に不信感を持った少年にとって何の解決にもならず,更生の道を断ち切ることになりかねない²⁵⁾。少年にも更正する権利があり,生きる権利がある。少年非行は,少年を非行や犯罪に追いやってしまった社会の責任でもある²⁶⁾。罪を犯してしまった少年も,それによって傷ついた被害者も,司法は等しく保護しなければならないのである。このような司法において,「罪を犯したのだから被害者のニーズを全て受け止めなければならない」という理論は成り立たず,ただ被害者のニーズであるからという理由で厳罰化を主張することはあまりに短絡的である²⁷⁾。

第2章 リストラティブジャスティスとは何か 第1節 リストラティブジャスティスの考え方

RJとは,被害者と加害者,地域社会の直接の対話を通して,「被害者の回復」,「加害者の更正」,「地域社会の回復」の実現を図ろうとするものである²⁸⁾。RJでの対話は,謝罪と賠償という目的にむけた手段というよりも,むしろ対話こそが被害者と加害者,地域社会の回復にとって重要なも

のとして位置づけられている²⁹⁾。

RJ は,目標のひとつである「被害者の回復」を精神的傷の回復とし「心の癒し」と表現する。これは被害者のニーズに応えるということであり,まずこれを重視する³⁰⁾。司法から疎外された被害者をもう一度事件の当事者として呼び戻し,自分の経験や思いを直接加害者に伝えることができる場を提供する。そして,知りたいことや心からの償いの気持ちを加害者から直接聞くことで,被害者の精神的回復に向けた加害者の自発的な行動を受ける機会を設ける。

次に RJ は、「加害者の更生」を「被害者と地域社会に対し損害を与えたことを認識し、償いをすること」とする³¹⁾。つまり、自分の罪をしっかり受け止め、被害者に対して心から申し訳なかったという思いを持った上で、自ら罪について話し、直接被害者の声を聞き、被害者に対して直接行う謝罪や賠償の努力など、被害者の精神的回復に自発的に行動する機会を設けることである。

RJ は、最後の「地域社会の回復」を、連帯の回復と考える。被害者の精神的回復と加害者の更正を地域社会が受け入れ支えることが、犯罪によって傷ついた地域社会の連帯を回復することとなり、彼らに対する地域社会の支援が更なる被害者の精神的回復と加害者の更正につながるとする。これら「被害者の回復」、「加害者の更生」、「地域社会の回復」は個別に実現するものではなく、それぞれが互いに影響し合い循環する形で実現するものであると考える。

従来の刑事司法と RJ には,土台となる 2 つの違いがある。ひとつは,「犯罪とは何か」という点である³²⁾。従来の刑事司法において,犯罪は国家に対する侵害であり,法違反と罪責によって定義づけられているものと考えられていた³³⁾。つまり,犯罪を国家と加害者との関係で捉えられ,保護されるものは法益であった³⁴⁾。それに対して RJ では,犯罪を人々や地域社会に対する侵害と理解し,事態を修復すべき義務を負うものとする³⁵⁾。つまり,犯罪を被害者と加害者,地域社会との関係で捉え,保護されるも

のは個人の被害と地域社会の損害であるとする360。

もうひとつは「責任」の内容である 37)。従来の刑事司法は,国家が加害者を処罰するため,加害者は国家に対して責任を取り,刑を受ければ責任を果たしたと理解されていた 38)。それに対し RJ は,加害者が被害者や地域社会と関わりながら回復を追い求めることを責任と捉える 39)。つまり,従来の刑事司法は応報的責任と捉え,犯罪を行ったのは誰か,なぜ犯したのかという過去に焦点を置くのに対し,RJ は修復的責任と捉え,犯罪によって失われたものの中で回復すべきは何か,どのようにしたら回復できるかという未来に焦点を置く 40)。

これらの違いを土台とし、その他両者において様々な違いを挙げることができる。それを含め、従来の刑事司法と RJ の相違点を表で示す(下図参照)⁴¹⁾。これらの違いから、従来の刑事司法は、加害者に対して被害者が受けた傷と同等の傷を負わせること、いわば被害者が突き落とされたレベルまで加害者のレベルを落とすことをバランスの回復と考え、それによって被害者の尊厳を改めて確認するものであるのに対し、RJ は、被害者を元のレベルまで引き上げることでバランスの回復とし、それによって被害者の精神的尊厳、加害者の果たすべき役割と改悛の可能性を認めるものであると言える⁴²⁾。RI は司法への新たなアプローチである。

もっとも,RJに対して批判的な意見もある。最も大きな批判は,RJは 少年の更生に被害者を利用するものだというものである。被害者に少年の 謝罪を受け止めさせ,赦しを得ることで,和解させ少年の罪を終わりによ うとしているというのだ。

しかし,これは RJ の持つ和解に対する意識と RJ のいう「回復」や「修復」の意味に対する誤解である。 RJ は,和解を非常に困難なものであると位置づけ,期待することは現実的でないとしている⁴³⁾。 RJ は,最終的な目標を和解ではなく,以前の状態に戻ることはできないが,それでも現実を受け入れてより健康的な生活を送ることが可能となることとしており,それが「回復」や「修復」の意味である⁴⁴⁾。 つまり, RJ のいう「回

従来の刑事司法	RJ		
• 非難の確定が中心。	• 問題解決が中心。		
• 過去に焦点。	• 将来に焦点。		
ニーズは第二義的。	ニーズは第一義的。		
・敵対的な戦闘モデル。	• 対話が標準。		
• 差異を強調。	・共有性を探求。		
• 苦痛の賦課を標準とする。	• 修復と回復を規範とする。		
• ある社会的損害が更に別の社会的損	• 社会的損害の修復を強調。		
害を生む。			
• 加害者による害は加害者への害によ	• 加害者による害は修復によりバラン		
りバランスをとる。	スをとる。		
• 加害者に焦点,被害者は無視。	・被害者のニーズが中心。		
• 国家と加害者が中心的要素。	• 被害者と加害者が中心的要素。		
回復はまれ。	• 回復は一般的。		
• 被害者の真実は第二義的。	• 被害者は受けた影響の真実を語る機		
	会が与えられる。		
• 国家から加害者へ働きかけ,加害者	• 加害者にも解決にあたっての役割が		
は受動的。	与えられる。		
• 加害者には解決の責任はない。	• 加害者には解決の責任がある。		
• 悪行への対応は国家が独占。	• 被害者,加害者,地域社会の役割を		
	尊重。		
• 結論は加害者に無責任性を助長する。	• 責任ある行動が促進される。		
• 加害者を非難。	・害悪の行為を非難。		
• 加害者と地域社会の結びつきは弱い。	・加害者の地域社会への統合は強化さ		
	れる。		
・加害者への見方は断片的。	• 加害者はトータルに理解される。		
• 対応は加害者の過去の行動に基づく。	• 対応は加害者の行動の結果に基づく。		
• 改悛や赦しを促さない。	・改悛や赦しを促す。		
• 一方を勝者,一方を敗者とする。	• 両者とも勝者という結果を可能とする。		

復」や「修復」とは,互いに気持ちの上で何らかのプラスの変化が生まれることなのである。決して,被害者を少年の更生に利用するというものではない。

他にも様々な批判がある。ひとつは,少年の人権が守られず,より一層 厳しい罰や地域社会内における監視を強める可能性があるというものであ る⁴⁵⁾。RJ を行うにあたり弁護士の参加を認めない場合が多いことから,正当な手続が保障されないのではないかという懸念や,少年が対話を拒んだならば,より厳しい処分を受けるかもしれないという不安から,参加を強要させられる可能性も考えられるという指摘である⁴⁶⁾。もうひとつは,被害者に対して更なる精神的傷を与え,直接的な対話が被害者の精神的回復という RJ の目的を侵害する恐れがあるというものである⁴⁷⁾。つまり,対話の際,被害者が自分の思いを適切に表現することができなくなり無力感を抱くこと,少年の誠実さの欠如によって苦しめられる可能性,更には和解を強制させられる恐れがあるとの指摘である⁴⁸⁾。

しかし、これらの指摘は RJ の運営によって解決できるものである。対話を行うにあたり、双方の純粋な任意性を保障できるよう中立的な組織が運営することによって、RJ の参加の強要や不適切な手続を防ぐことは可能であるし、事前準備の面談などを通して行うコミュニケーションの徹底や、対話後に行う双方に対する支援などによって、精神的負担も一定程度避けることができる。むしろ、このような運営の徹底こそが RJ である。また、地域社会の中で生きる少年を見つめることは、挫けそうになったり、道を間違いそうになったりした場合に支えるという本来の地域社会の重要な役割である。実際、非行の起こる原因のひとつに、このような地域社会の役割の希薄さが挙げられている。少年に対して押し付けるのではなく、共に考える精神があれば、それは監視ではなく支援となる。RJ の理念を維持するためには、運営の仕方が非常に重要なのである。

司法への新たなアプローチであり,被害者政策と加害者政策が統合され,被害者と加害者のバランスの取れた刑事政策が実現する可能性のある RJは,犯罪学や司法において大きな意義を持つのである 49 。

第2節 リストラティブジャスティスのモデル

少年非行において,実際我が国で RJ の考えを取り入れた対面,対話が様々な形で行われている。その中から,裁判官主導型,処遇過程型,

NPO・NGO 型の3つを紹介する。

裁判官主導型モデルは,処遇決定前の少年審判の中で少年と被害者とが直接対面するものである⁵⁰⁾。家庭裁判所裁判官が対面を認めることと,審判中に行うという2点から裁判官の主導によるものと位置づけられ,2000年の少年法改正で制定された少年法9条の2「被害者等の申出による意見の聴取」に基づいて行われる。裁判官主導型では,審判という権力的な場で行われるため,本来のRJの姿ではないなどの否定的な見方もあるが,何らかの形でRJの考え方を取り入れる裁判官は増加しつつあるようである⁵¹⁾。

処遇過程型モデルは,処遇が決定し,矯正教育がある一定の段階に至った時点で,被害者と少年の直接対話を実現させるものである。この場合,対話を実現することができる段階であるかという判断から実行に至るまで,全て少年院など処遇機関の主導で行われる。処遇機関から被害者に対して対話を申し込み,被害者宅まで少年と共に弔問する形を取るものが主流である⁵²⁾。従来,処遇機関は当該少年の秘密を守るとともに,少年が求められる謝罪や賠償に関わりすぎ公正な立場からはずれて係争の当事者に荷担する結果にならぬよう,被害者への謝罪などは弁護士などに任せる姿勢をとっていた⁵³⁾。しかし,矯正教育に被害者の視点を取り入れる必要性から,そのひとつとしてRI的な対話の取組みが行われるようになった。

NPO・NGO 主導型としては,現在,千葉の「被害者加害者対話の会運営センター」と大阪の「被害者加害者対話支援センター」が存在する。純然たる市民の任意団体が,被害者か少年のどちらかの依頼を受けて相手方との調整を行い,双方が対話できる状態であると判断された上で対話の場を設ける。そして,直接対面の場での対話を通して両者の融和を図ろうというものである⁵⁴⁾。進行役は,研修を受けた一般市民のボランティアが行う。司法や矯正教育に直接携わる専門機関でない方が公平性を確保でき,地域社会での支援を重視する RJ には市民の方が適しているとの考えに基づいている⁵⁵⁾。

第3章 日本におけるリストラティブジャスティスの 実践例から考える

第1節 裁判官主導型モデルの実践例

1.神戸家庭裁判所での実践例~F. M. 君事件~⁵⁶⁾

2001年3月31日,4人組の少年が同地域に住む19歳の少年に対し,イジメリンチ的な集団暴行を加え,その結果翌日に被害者である F. M. 君は脳内出血で死亡した。4人のうち少年A~Cは傷害致死,少年Dは暴行で家庭裁判所に送致された。その後の審判で主犯格であるAとBは中等少年院へ,従犯格のCとDは4ヶ月余りの在宅試験観察の後保護観察となった。その中でAは,審判で直接被害者の遺族との対面を果たしている。

審判当日前に被害者の意見聴取を行っていたが、当日になって被害者が 裁判所を訪れ,直接少年に意見を言いたいと申し込んだ。少年の「会いた い」という承諾を得たため、裁判官がそれを認めた。書記官が事前に作成 していた意見聴取の報告書を読み上げ、その後被害者が補足意見として、 「君の人生は長い。いつまでもくよくよしてもらっても困る。しかし,あ の子のことは決して忘れないで欲しい。反省できたら、線香を上げに来て 欲しい」と述べた。裁判官に発言を促されたAは椅子から立ち上がり,被 害者の方へ一歩歩み寄り,泣きながら「すみませんでした。いつかお線香 を上げに行かせてください」と述べた。被害者は退出する際,Aに歩み寄 り,手を肩に置き「君もがんばれ」と励ましの言葉を送った。その後,A は少年院の教員の指導の下,定期的に被害者に手紙を送るようになり,最 終的にそれは全部で11通となった。仮退院の日には,被害者宅を訪れ線香 を上げに行った。その際、被害者から「おめでとう。今度はがんばれ」と 声をかけられ,Aは「自らの罪の重さに身震いした。何が何でも一生償い をする」と決意を噛みしめていた。しかし、その後Aは、仮退院の年の12 月,再び被害者宅に線香を上げに行ったきり訪れていない。また,損害賠

償の履行は2年半滞ってはいないが,それはA自身でなく,Aの父親が立替払いを続けている。更に,Aは付き合っていた友達2人に巻き込まれた恐喝事件で再び逮捕された。

主犯格のひとりであったBも、少年院から被害者に手紙を送り、仮退院の日被害者宅へ線香を上げに行った際、激励の言葉をもらった。しかし、Bはその後定職に就けず、保証人となってくれる人も見つけることが出来ず、示談をすることができなかった。そしてBも、その後万引きや恐喝、傷害の再非行におよび特別少年院へ送られた。再度の仮退院の日、被害者宅に再び線香を上げに訪れ、その際、被害者から優しく温かい励ましの言葉をもらった。Cについても、「損害賠償を支払い終えても、線香を上げに行く」と言っていたが、事件の年の年末と1周忌のころに弔問したきり、その後被害者宅には訪れていない。

2. 意見聴取制度と裁判官主導型モデルの比較

意見聴取制度と RJ には 2 つの違いがある。まず 1 点目は,被害者の意見の性質である。意見聴取制度では,被害者の意見は「一方的」であるのに対し,RJ では「対話的」である。意見聴取制度は,被害者の心情や意見を踏まえた上で審判が行われることがより明白になることで,被害者をはじめ国民の少年審判に対する信頼を確保するというものであり,被害者の心情に配慮する方策のひとつとして設けられたものである⁵⁷⁾。しかし,運用によっては,少年に対して被害者の心情や意見を伝えることで内省を深めさせ,更生に資することが期待される⁵⁸⁾。最高裁の発表した統計によると,裁判官が聴取したケースは2001年 4 月から2004年 3 月の 3 年間で約10%増加し,その後全体に占める割合は減ったものの半分以上を占めている(下図参照)。

これをみると,被害者の意向として,調査官よりも裁判官に対して陳述した方が,処遇決定に対する陳述の効果が現れやすいだろうという理解に基づくものと推測される⁵⁹⁾。つまり,少年に自分の思いや状況を知って欲

リストラティブジャスティスにおける社会内継続支援(山森)

	意見聴取合計	裁判官が聴取	審判期日	審判期日外	家庭調査官が聴取
2001.4.1-2002.3.31	146	79	5	74	67
2002.4.1-2003.3.31	154	82	14	68	72
2003.4.1-2004.3.31	196	126	25	101	70
2004.4.1-2005.3.31	157	87	24	63	70
2005.4.1-2006.3.31	138	78	22	56	60

最高裁判所が発表した統計

しいというよりも,裁判官に訴えたいという思いの方が強いということである。また,少年には被害者に対して発言する機会が設けられていない。 そのため,少年はただ被害者の意見を聞くことしかできず,自分の思いを被害者に伝えることができない。つまり,被害者は少年の思いを知ることはできないのである。

これら裁判官や調査官による意見聴取に対し,RJ は対話という形をとる。RJ の対話は,手段という意味だけではなく,双方の精神状態をも含めた意味を持つ。そのため,事前に双方と綿密に面談し,対話できる状態にあるかをしっかり把握し判断する。対話の中では決して相手を非難するのではなく,事実を相手に伝えるというスタイルで行う。つまり,被害者の意見は,少年本人に投げかけられるものであり,それを少年が受け止めるというものである。少年側も,自分の思いを被害者に伝える機会を得るため,被害者が知りたいこと,被害者に伝えたいことを真摯に被害者に話すことができる。そのため,被害者はその言葉を受け止めることができるのである。

2点目の違いは、少年への被害者の意見の伝え方である。意見聴取制度では、審判期日に行われる場合を除いて、少年に被害者の意見を伝えないまま審判を行うことが多い。仮に裁判官や調査官の意向で少年に伝えたとしても、それは第三者が読み上げることになる。これに対して、RJでは必ず被害者の生の声で少年に伝えられる。

これら2つの違いから,意見聴取制度は少年に被害者の思いがダイレク

トに伝わらない可能性があり、むしろ被害者と少年の関係を悪化させる恐れがある。意見聴取制度の一方的な被害者の意見によって、少年が被害者を自分が傷つけた相手ではなく自分を非難する者として捉え、敵意を抱き兼ねず、被害者と少年をより敵対的な関係にする恐れがある。また、少年の思いを被害者に伝えることができないため、被害者と少年の心が触れ合う機会を設けることができない。更に、意見聴取制度では、審判期日以外で少年に被害者の意見が伝わることは稀である。もし仮に、被害者の意見を調査官などの第三者が被害者と同じ言葉で審判期日に少年に対して読んだとしても、最もダイレクトに少年の心に伝わるものは被害者の生の声であり、少年の感じ方、捉え方は不十分となる可能性がある。しかし、RJは対話を重視するため、敵対的な関係を避け、互いに向き合う機会を設けることができる。

つまり、RJ は対話という形を取るため、双方がよりダイレクトに相手の 思いを受け止めることができ、被害者の精神的回復と少年の更生が現実的 に実現できる可能性を有すると言える。また、被害者の少年の心からの謝 罪が欲しいというひとつのニーズに応えることができ、少年にとっては、 被害者の生の声に触れることで自分の行った罪に対してより深く受け止め ることができるのである。

第2節 処遇過程型モデルの実践例

1.京都医療少年院での実践例60)

1998年9月17日,少年Eは17歳の少年に対し顔面,後頭部等を殴打,足蹴り,所携の警棒及び手拳などで暴行を繰り返し,左右硬膜下血腫等により死亡させたため,少年院へ送致されたが,体調不良により京都医療少年院に移送された。院内においてEは,自分の罪の重大性に対する理解や,被害者への謝罪の意思が深まっており,また日常の生活も極めて安定していた。そのため,Eのしょく罪意識が高まっていることと,当事者間で交

わされた和解調書に、金銭条項のほかに「相手方からは、今後、最低年1回(10年間程度)、被害者のお参り又は墓参りを行う」と記されていることから、Eの弔問を被害者が拒否する恐れは少ないと判断し、Eのしょく罪意識に対する教育的効果と、被害者宅への弔問のきっかけを作ることを目的として、被害者の3回忌でありEの仮退院1ヶ月前という時期に、教官と他2名と共に被害者宅への弔問を実施した。

法要が行われた後であったため、被害者宅には約20名の親戚縁者が在宅であったが、母親は姿を見せなかった。その中で、家に入ることを許されたEとその父親が仏壇に向かい線香を上げ、冥福を祈った。その後、Eは被害者の父親と親戚一同に対し、涙を流しながら何度も頭を下げ、「今回は本当に申し訳ないことをしました」、「申し訳ありませんでした。命を奪うようなことをしてしまい、どんな謝罪や償いをしても仕切れるものではありませんが、これからの人生2人分だと思って精一杯生き、償っていきます」と謝罪した。それに対し、被害者の父親は「こちらからは何も言うことはありません」と応えるだけだったが、祖母は「同じことのないように。今回のような悪いことをしている人を見たら、殴ってでも止められるような人間になってほしい」、他の親戚関係者も「今日のことは前向きに評価する」、「謝りに行こうと思った気持ち、君が言っていたことを絶対忘れるな」などの言葉をEにかけた。厳しい視線ではあったが、罵声などは一切聞かれなかった。弔問の後、被害者の墓参りに行った。

帰院後の感想文の中で E は 、「罪深さを反省した」、「今日のことで終わってないが ,自分の気持ちを素直に言え ,遺族の方が言ってくれたことで少し楽になった」、「大きなスタート地点になった」、「精一杯の謝罪と償いで生きていく」、「約束を破ってダブルの苦しみを与えたくない」と書いている。 E は弔問の 1 ヶ月後に仮退院し ,アルバイトをしながら自動車学校へ通い ,普通免許を取得し転職を果たした。 6 ヶ月の保護観察も成績良好で終了した。

2.被害者視点を取り入れた矯正教育と処遇過程型モデルの比較

現在少年院での被害者視点を取り入れた矯正教育は,ロールレタリングやビデオ鑑賞,被害者の講演会など様々なものがある。ロールレタリングとは,少年自身が被害者との役割交換を通じて被害者へ手紙を書き,それに対する被害者の思いや返信を想像し被害者として手紙を書くというものでる。これは,少年自身が被害者の痛みや悲しみを被害者の立場となって考え,理解する効果を有すると言われている。ビデオ鑑賞や被害者の講演では,被害者のおかれている現状,苦しみ,悲しみを映像や声などで感じることで,自分の罪について考えさせるものである。その後,少年同士でディスカッションを交わすなどして指摘し合い,その中で自分に無い視点に気付くきっかけを設けるなどの取り組みを行っている少年院もある。これらの被害者の視点を取り入れた矯正教育は,自分の行った行為の重大さ,非行に対する自分自身と被害者との思いのズレに気付く機会となり,またどうしたら被害者に許してもらえるのか,どう生きていけばいいか等将来について考えるきっかけにもなる。このような矯正教育の成果は,様々ところで報告され,注目されている⁶¹⁾。

これらの矯正教育を RJ と比較した時,異なる点が3つある。まず1点目は,被害者の存在と謝罪のあり方である。矯正教育においての被害者と謝罪は,「非現実的,間接的」なものであるのに対し,RJ は「現実的,直接的」である。矯正教育のひとつであるロールレタリングでは,被害者のことを少年自身が考え想像し文字にしていく。ビデオ鑑賞や被害者の講演では,対象となる被害者は一般的にいう被害者であり,少年自身の罪によって直接傷ついた被害者本人ではなく,謝罪に関しても実際に被害者に行うものでない。つまり,矯正教育では,被害者や謝罪は少年の想像であり間接的なものである。その点 RJ では,少年の罪によって直接傷ついた被害者と少年が対話する。そのため,自分の罪によって生じた被害者の状態や思いなどを現実的,直接的に被害者から聞き,知ることができる。また,そこで行われる謝罪は,自ら傷つけた被害者本人に向けて実際に行う

ものであるため、謝罪は現実的なものであり、どのように被害者に思いを 伝えたら良いのか、どのようにしたら分かってもらえるのかということを リアルに考えざるを得ない。そのため、少年にとっての被害者の存在や謝 罪は現実的かつ直接的なものとなる。

2点目は、少年の思いが被害者に伝わるか否かである。矯正教育では、被害者の思いを少年が受け止められるように行う教育プログラムである。つまり、教育の主体は少年であり、被害者の視点を取り入れることは少年の更生に効果的であるという考えのもとに行われている。そのため少年の思いを被害者に伝えるということは基本的に行われず、被害者が少年の思いを受け取ることはほとんどない。その点 RJ は、被害者と少年が共に直接語り合うものであるため、少年の思いも同時に被害者へ伝える。被害者は、少年の思いに直接触れることができるのである。

3点目は、教育の対象範囲である。矯正教育における教育の対象者は少 年のみであるのに対し、RIでは少年以外に彼らに関わるものも含まれる。 矯正教育は基本的に少年院の中で、少年の参加のみで行われる。少年院の 教育は、それぞれの少年に向き合い、それぞれの少年に合った教育を行う ものである。また、少年法自身が「少年の健全育成」と保護を目的として いると同時に、非行へと少年を追いやった家庭や社会に対しても一定の責 任を問う形を取っているため、定期的に保護者会を行ったり、行事の参加 を通して少年の変化について理解する機会を設けたり,ファミリーカウン セリングや面会などを行うなどして、家族への働きかけを行い、出院後の 親の責任を再認識させようとしている⁶²⁾。しかし,被害者の視点を取り入 れた矯正教育として行われるプログラムに、少年の生育に関わる家族など の参加はあまり行われていない。その点 RJ では,対話を行う際,必ず少 年の家族や学校の先生,地域の人など,少年の生育に関わった人を参加さ せる。彼らには,対話で交わされた条項の証人であり被害者や少年を社会 の中で支える存在という意味もあるが, それと同時に彼ら自身にも直接事 件に関わり考える機会を与え,彼ら自身を変えていこうという意味も含ま

れている。つまり、RJ では少年だけでなく、少年を取り巻く様々な環境をも同時に変えていこうとするものである。

これら3つの違いから、被害者の視点を取り入れた矯正教育による被害 者の精神的回復と少年の更生には限界があると考える。確かに被害者の視 点を取り入れた矯正教育には、被害者の現状や気持ちを考えることや自分 の罪の重さなどを少年自身が受け止めるきっかけとなり、少年の更生に大 きなプラスの力となる。しかし、あくまで被害者や謝罪は少年の頭の中の ものであるため, 少年にとって被害者と謝罪を非現実的かつ間接的なもの としてしか捉えられない可能性がある。例えば,ロールレタリングは必ず 被害者からの返信があることを前提として考えられているが,少年が被害 者に手紙を送ったからといって必ずしも返信があるとは限らない⁶³⁾。むし ろ,返信してくれる被害者は少ないように思う。また,少年の思いが綴ら れた手紙が被害者に届くことはないため、被害者は少年の思いを知ること はできない。少年院に対する被害者の「他人事のビデオを見せて何が分か るのか、そんなやり方で私の本当の気持ちが分かるはずがない」という声 から分かるように、被害者の視点を取り入れた矯正教育を信用できるもの ではないと感じる被害者も存在し、それはもっともな指摘である⁶⁴⁾。さら に、家族や学校など、少年の生育段階に大きな影響を与えたものの教育を 十分に考えられていない矯正教育は、根本的な少年非行の解決にまで至ら ない可能性がある。個々の背景に目を向け、少年の取り巻く環境を含めて 教育し直さなければならないのである⁶⁵⁾。そして,少年自身がよりリアル に罪を自覚し、被害者に対して心からの謝罪の気持ちを持つことができる ために、被害者の存在と謝罪を少年にとって現実的、直接的なものとする 必要がある。つまり、被害者の視点を取り入れた矯正教育を土台として、 対話という形をとる RI を実践する二重の教育こそが,何よりも被害者の 精神的回復と少年の更生に効果的であり、現実的な実現の可能性を持つと 言える。

第3節 NPO・NGO 型モデルの実践例

1.被害者加害者対話の会運営センターでの実践例~大沢事件~66)

これは、千葉にある被害者加害者対話の会運営センター⁶⁷⁾ (以下センターと略す。)での実践例である。大沢大輔君は、以前のケンカの仕返しとして仲間である少年9人からの金属バットによる後頭部などへの殴打などの暴行を長時間受け、それから逃げようとして川へ飛び込み溺死した。少年らは逮捕され少年院へ入院し、その後加害者である少年Fの民事的和解が成立した。その和解条項の中には、金銭的なもの以外に1ヶ月以内に墓参りをすること、双方からの話し合いの機会を持つことと記されていた。そのため、被害者側代理人からセンターへ申し込みがあった。対話は、被害者側として、被害者の父親、母親、支援者、オブザーバーとして弁護士2名、加害者側として、少年F、Fの父親、オブザーバーとして弁護士2名が参加し、センター運営員である弁護士2名を進行役として、弁護士会館会議室にて19:00から行われた。

対話は、被害者である大輔君の父親の発言から始まった。大輔君が人生をまっとうできなかった無念、事前に墓参りに来たことを評価するも発見された遺体がいかに見るに耐えない状況であったかを話し、少しでも早く自首してくれていたならこんなことにはならなかったとFに詰め寄った。それに対して、Fは素直に認めるとともに、当時の怖かった心境をとつとつと話した。大輔君の母親は、顔が青白く冷や汗をかき、対話の空気に耐え切れない様子で、対話前に話していたことは全く話さず、父親に任せるという趣旨のことを言うだけであった。その中で、Fは大輔君の死を重く受け止め、自分の行動を心から反省している様子が伺え、大輔君の母親が準備段階で対話を求める理由のうち、最も強く述べていた「息子の最後の場面を知りたい」という思いにも真摯な態度で丁寧に話した。全てを聞き終わった被害者は無口になり、父親は「今後も墓参りをして欲しいが、わざわざ報告しなくても良い」と言い、Fを信じるという雰囲気であった。

また,対話中では全く話すことのできなかった被害者の母親が,対話後に Fに歩み寄り,「よく話してくれたわね。ありがとう」と優しく声をかけ た。息子の最後の場面を真摯に伝えたことへの感謝であったと思われる。

2.被害者加害者対話の会運営センターにおける対話の運営68)

センターでは, どちらか一方の申し込みを受けた場合, 運営委員会が事 件を担当する進行役(通常2名)を決め、その進行役が被害者、少年、家 族等と面会を重ね、対話の目的や意義などを十分に説明した上で、被害者 の被害状況や少年が非行を犯すに至った経緯などを聞くとともに、両当事 者に参加の意思があるか、相手の人格を尊重しつつ対話することができる 状態にあるかなどを確認する。対話には、両当事者とその家族はもちろん、 両当事者の了解を得ることができれば、被害者や少年の支援者(例えば教 師や保護司、友人),事件に関わった地域の人なども参加でき、被害者側 と少年側のバランスが取れるように配慮する。代理人や弁護士の参加は、 彼らの代弁が多くなってしまう恐れがあり、また彼らの顔色を伺って発言 する可能性もあるため、オブザーバーとして傍聴するか別室で待機しても らう。進行役は、一般の市民ボランティアが行なう。対話の対象は少年事 件のみであるが、それ以外の制限は無い。対話の場所や日時は、可能な限 り当事者の都合に合わせ、場所は双方にとって公平で安心できる弁護士会 館や公民館などで行われる。進行は大きく4段階に分けられ,第1段階は, 各参加者の非行による自分の体験,非行によって受けた影響を話す時間と する。次に第2段階として質問と答えの時間を設け,第3段階に被害の回 復や少年の更生のために何ができるかを話し合い,最後に第4段階として その話し合いが合意に達した場合,進行役は内容を文章にまとめ,読み上 げた上で参加者に確認し署名をもらいコピーを渡す。対話は非公開,秘密 保持を基本に行われ、合意文書を保存するため以外の各自の発言の録音、 記録は一切とらない。対話後は,合意文書での約束事が守られたかどうか を確認し、必要に応じてフォローアップの対話を再度設ける。

NPO・NGO 型の実践例をみると、これらには市民が非行の解決に関わるという特徴がある。つまり、非行を地域社会で受け入れる、地域の人々が自らの力で非行によって生じた問題を解決していこうというものである。進行役が司法や矯正教育に専門的に携わる機関である場合、被害者、少年どちらかの側にかかわる専門家であるため、公平性に欠ける恐れがあるため、進行役が市民であることが公平性の確保にとって重要であるとする⁶⁹⁾。また、家族や支援者などが参加することが可能であり、実際に参加していることから、事件を受け止める人間が地域社会の中に存在することとなり、それが被害者や少年が社会の中で生きていく上で大きな力となる。彼らの存在を中心に、支援の可能性の幅を広げていくことも可能であろう。NPO・NGO 型モデルには、地域社会で非行を受け止める高い可能性を有している。

ただし、地域性を維持するためには、地域に対してセンターの仕組みや役割、目的などの情報を公開し、地域社会に理解してもらうことが重要である。施設の存在を広め、地域社会の中での理解を得ることができなければ、NPO・NGO 型モデルの持つ、地域社会で非行を受け止めるという可能性を半減させてしまう。日本で NPO・NGO 型モデルのセンターが設立されてから日が浅いこと、実践例の数が少ないこともあるだろうが、未だその存在を知る者は少なく、対話後の状況を報告するものも少ない。本稿で取り上げたセンターでは、「合意文書での約束事が守られたかどうかを確認し、必要に応じてフォローアップの対話を再度設ける」とされるが、実際合意文書の約束事は履行されているのか、フォローアップは行われているのか、行われたのならどのようなことが実践されたのかは定かではない。

第4節 リストラティブジャスティスの意義と課題

これまでの3つのモデルに基づいた実践例から,明らかになった RJ の 意義と課題は何か。

RJ の意義は3つある。まず1つ目の意義は、現実的な被害者の精神的回復と少年の更生の実現である。これは、対話という形態をとるRJ だからこそ実現できるものである。これまでの司法は被害者と少年を分断していたため、真実を想像することしかできなかった。そのため、少年を虚像化する、被害者のことが考えられないなど、双方をより対立させていた。RJ の対話は、一方を責めそれを受け止めさせるものではない。直接顔を合わせ、互いを知り理解し合うことである。なぜ事件が起きたのか、なぜ被害者となったのか、今何を思っているのかなどの双方が知りたいこと、知ってほしいことを、自分の言葉で語り合う。つまり想像ではなく真実と向き合うということが、被害者にとって事件を受け入れるきっかけとなり、少年にとっては相手が何を求めているのか、自分は何をするべきなのかがリアルに見えてくる。これが、少年自身が被害者のニーズに応えるという被害者の精神的回復と少年の更生であり、被害者と少年を等しく保護することなのである。RJ の対話の中で行われる、被害者、少年、謝罪、ニーズ全てが真実であり現実であるからこそ実現するものである。

2つ目の意義は、非行に対する「地域社会」という新たな視点の指摘である。従来、少年法の目的は「少年の健全育成」と保護であることから、まず教育ありきであり、教育を経て社会適応力を回復した後に、少年本人が自らの意思で被害者対応をすれば良いとの考えがあった⁷⁰⁾。しかし、非行の背景には少年の取り巻く環境の問題があり、そこに取り組まなければ根本的な解決にはならない。司法手続の中で少年の社会適応力を養ったとしても、少年を受け入れる環境が何も変わっていなければまた同じことの繰り返しである。RJは、家庭や教育現場など少年の生育段階に関わるものの参加によって行われる対話であるため、それらを共に教育することができ根本的な解決を図ることができる。更に、その地域社会が被害者の精神的回復と少年の更生を受け入れ、支えていくことで、地域社会の連帯の回復へとつながり、更なる被害者の精神的回復と少年の更生が実現できるのである。

3つ目の意義は、被害者の精神的回復と少年の更生の融合である⁷¹⁾。つまり、「心からの償いが欲しい」という被害者のニーズ⁷²⁾と、更生を基盤とした少年の反省、謝罪の双方の実現である。被害者の精神的回復と少年の更生は、対立するものとの捉え方が一般的であろう。確かに、ある側面では対立する場合もある。しかし、必ずしも真っ向から対立する存在ではない。対立する存在と捉えられるようになった原因のひとつに、司法の被害者支援の遅れがあると考えられる⁷³⁾。両者が重なる部分は必ず存在するのである。

この様に、多くの意義を持つ RT ではあるが課題はある。それは、「地 域社会」という視点をより大切にすることである。日本で行われている RIの取組をみると、その中に少年の再非行という事実がある。社会に出 てから対話で交わした約束を守ることや思いを継続することが困難である ことが伺える。これらは、更なる被害者への心の傷となる可能性が大きい。 なぜ、少年が再非行の道へと歩んでしまうのか。それは、対話を行うにあ たって「地域社会」の視点が希薄だからである。本来,対話は被害者と少 年が向き合うきっかけであり、スタートでしかない。その後の双方の社会 生活が重要であり、それが被害者の精神的回復と少年の更生につながるの である。しかし現在,対話を行った後のケアはほとんどなされていない。 裁判官の主導で行われた F. M. 君事件の加害者である少年Aは,訪問が途 絶えた理由を「2回目の弔問の際、マスコミのカメラが来たため次の訪問 に行けなくなった」とする⁷⁴⁾。少年Bは、対話の後定職に就けず、保証人 となってくれる人も見つけることが出来ず示談をすることができなかっ た75)。もちろん、これらが再非行や訪問が途絶えたことの理由にはならな い。少年たちが甘いからだという指摘はもっともである。しかし,少年が 社会の中で継続して対話の際に抱いた思いを持ち続けることは容易ではな い。被害者宅に訪問することは少年にとって大きなプレッシャーになるで あろうし、少年の心に傷を負わせた様々な被害経験は、社会の中で起こっ たものであることも忘れてはならない。被害者も同様である。被害者は

PTSD や二次被害といったすぐに解決することのできない心の傷を負っている。また、対話後は情緒不安定になりやすく、「なぜあんなことを言ってしまったのか」と自分の発言を後悔することも考えられる。つまり、互いに社会の中でもう一度生きるということは、相当のエネルギーと覚悟が必要なのである。社会の中で、被害者と少年双方の根気強い、長期的な支援が必要である。

第4章 社会内継続支援の具体的構想

第1節 社会内継続支援のあり方

被害者や少年が抱えている問題は、様々でありかつ複雑である。また個人や時期によっても異なるため、あらゆる側面から社会復帰するための支援が必要となる。

実際,事件を起こしてから少年院を本退院し社会で生活している現在に至るまで,長期的かつ継続的な社会内支援が行われているケースがある。1997年に神戸で起こった神戸連続児童殺傷事件である⁷⁶⁾。現在少年Aは正社員として働き,その一部を慰謝料として両親を通して毎月被害者に支払っている。また,仮退院の約半年後に謝罪の手紙を2通各被害者に送っている。

この事件は大変衝撃的なものであり、少年法の改正や被害者支援の大切さに気付くきっかけともなった。少年が犯人であったという事実に誰しもが驚き、法務省、裁判所、少年院などは様々な異例措置による対応をせざるを得なかった。少年は、「性的サティズム」と「対人接触のあり方」という2つの問題を抱えており、それは相当深刻なものであった。その中で、「少年は更生できるのか」という疑問と不安を抱きながらも、更生の可能性にかけたいという強い思いを持って少年の更生に取り組んだ。母親の愛情を感じることなく成長した少年には、愛情をふんだんに注いでやる必要があるとして、少年を受け入れた関東医療少年院は、「赤ん坊囲い込み作

戦」と題打って擬似家族を作るなどの教育を行った。そこから少年が心か ら向き合う教官を信頼し心を開き始めるまでに約2年の歳月を要したが, 序々にロールレタリングや被害者が出版した本,両親の書いた本を読ませ るなどの様々な教育を施す中で、「どこか静かな場所で早く死にたい」と ばかり言っていた少年が、「施設を出て、無人島のようなところで一人暮 らしがしたい」, そして「社会で温かい人間に囲まれて生きていきたい」 と言うまでに変化し、また「自分にできることなら何でもしたい、被害者 や遺族のこと,その悲しみや痛みをもっとわかるよう,もっと近づいてい けるように日々努力し、罪の重さを一日たりとも忘れずに一生背負い、一 生償いつづけたい。いつか許されるのなら,直接謝罪する機会に恵まれた らありがたいと思っている。僕にできることは何でもやりたいです」と被 害者に対する思いを口にするようになった。「被害者に手紙を書いてもい いですか?」と少年から言うようにもなった。ここまでに,約5年を要し た。そして、少年は少年院で溶接工と建設関係の資格を取得し、弁護士な どの協力を得た結果,身元引受人を見つけることができ仮退院となった。 仮退院となった際も,少年院で少年が母親みたいな存在と慕っていた女性 教官が週に1回カウンセリングを行い,複数の保護監察官も直接指導した。 |溶接丁の資格を活かして、溶接関係の会社で働き始め、仮退院から約半年 後に別の職場で正社員として勤務するようになった。本退院後も、少年は 身元引受人の元で暮らし,民間の支援者で構成するサポートチームのケア を受けながら社会生活を送っている。

被害者に対しては,少年のケアと同時に仮退院や本退院の時期を含めた 少年の処遇経過の報告など,様々な情報開示を行った。そして,被害者の 思いを定期的に聞き,可能な限り対応した。これに対して,被害者である 土師淳君の父,守さんは「評価する」としている。また,少年が送った手 紙に対して,被害者である堀川ひとみさんの父,耕一さんは「どちらの手 紙にも謝罪の言葉が詰まっているという感じでした。個人宛の文面の方が 印象に残りました」(77)と言い,被害者である山下彩花さんの母,京子さん は、「2通目の手紙は、彼の本心を吐露したという感があり、出会ったこともない彼の声を聞いているようで、読み進めていくうちに涙を流している私がいました。その涙は、……憎悪や恨みという種類のものではなく、もっと静かな、ただただ哀しい、というのが一番近い感情でしょうか。……そのとき思ったのは、……彼が「社会でもう一度生きてみたい」と決心した以上、どんな過酷な人生でも、人間を放棄しないでほしい。……生きて絶望的な場所から蘇生してほしいということでした。だからといって、けっして彼の罪を許したわけではありません。……加害者の情報を、限界があるものの知り得たことや、加害者からの手紙が届いたことは、私どもにとってはプラスになりました」である。本退院後は、民間の支援チームが窓口となって少年の情報を提供している。

この事件では、被害者と少年の直接の対話は行われていない。しかし、あらゆる支援のもと、社会の中で長期間被害者へのニーズに目を向け、情報を開示し、少年と向き合ったこと、また被害者と少年が何らかの形で向き合う機会を与えつづけていることが、このような被害者の手記と少年の被害者に対する謝罪の思いに繋がったと考えられる。被害者は決して少年を赦せないであろうし、赦すことを被害者に求めること自体間違っている。しかし、少年の申し訳なかったという心からの謝罪や、必死に罪を背負って生きていこうとする少年の姿を知ることは、被害者の精神的回復にプラスになるはずであり、同時に少年の更生になるはずである。そのためには、この事件のように継続的支援を提供する地域社会の力が必要なのである。

では、どのような社会内での継続的な支援が必要か。被害者には、精神的支援、経済的支援、社会的支援などが考えられる。犯罪による PTSD や二次被害の回復、対話後の心のケアなどが必要であり、そのためには、自分の経験を誰かに話すこと、聞いてもらうこと、またそれに対して共感してもらうことのできる、信頼できる居場所を見つけることが大切である。そのため、カウンセリングを受ける機会や、被害者同士の自助グループなどへの参加は、被害者にとって大きな力となる。また、可能な限り、事件

の情報や少年の処遇経過を報告することも大切である。経済的な面においては,父親など金銭的に中心となっていた人物を亡くした,傷害が残ったために仕事ができなくなるなどの理由で,経済的な負担を強いられるケースは少なくない。金銭的補償を充実させるなどの経済的支援も必要である。更に,犯罪の種類によっては,社会的地位を傷つけられるようなケースもある。これらの場合は,できる限り以前と変わらない生活が送れるよう,自治体や教育現場などの社会的支援が必要であろう。

少年の場合も同様,精神的支援や,経済的支援,社会的支援などが必要である。精神面においては,非行に及ぶまでの生育過程においての被害経験から受けた心の傷や,対話後の心のケアなどの支援が考えられる。そのため,保護司や弁護士,BBSなどが,定期的に少年と交流することが効果的であろう。そして,社会の中で少年自身の生活を経済的,社会的に安定させるため,また社会的地位を確立するため,職業に就く機会や安定した友人や家族などの人間関係の構築,教育の場の提供などが必要である。そのためには,少年院などで得た資格を活かせる社会を作ることもひとつだ。処遇機関で学んだことを,社会の中で生きるための活力とすることができるよう支援していくことが必要である。そして,対話後も双方が望む形で何らかのつながりを持てるよう,そしていつ対話を望む声が届いても対応できるような体制を整えることが大切である。

この様な支援ができるよう,弁護士会,裁判所,処遇機関,警察,自治体,教育機関,協力雇用主組織など,あらゆる機関や団体と迅速に適切に連携できる社会体制を作る必要がある。実際に少年非行と向き合う現場には,神戸連続児童殺傷事件の場合は異例な事件であったため実現できた連携体制だったとするものの,連携をとりながら様々な機関や団体が社会の中で被害者と少年を支え,受け止めてやることは大切であり,またその体制作りに向け努力することは必要であるという意見がある。これら社会内での継続支援を実現可能とする体制のニーズが存在するということが伺える。

第2節 リストラティブジャスティスの具体的な形態

前節のような様々な機関や団体との連携を継続的に行い,被害者と少年を地域社会が支援できる体制を維持することができる RJ を実現するには, どのような運営が考えられるだろうか。 RJ を行う時期,対象となる非行の種類, RJ の運営を担うべきものの3点を中心に RJ の具体的な形態を考える。

第1に私は、RJを行う時期とその対象となる非行について、限定すべきではないと考える。つまり、対話を行いたいという被害者や少年の思いを第一に考えることが大切であり、実践する時期も含め、RJを行うことができるかどうかは各事案の個別的な状況を見て判断するべきだと考える。審判中、処遇中、処遇終了後など、どの段階であっても、一方からの「対話をしたい」という申し込みがあれば、両者の状況を見て対話が可能であるかを判断する。そこに、窃盗事件であるから対話は可能であるとか、殺人事件であるから対話は不可能であるとかいうような判断は行うべきではない。確かに、軽犯罪や重大犯罪と表現されるように非行は様々であり、一般的に重大犯罪と言われる事件ほど被害者が受ける精神的傷は大きい傾向にある。しかし、被害者にとって、事件に大きい小さいなどは関係なく、軽犯罪であれ重大犯罪であれ、被害者は心に傷を負うのである。初めからRJの対象となる非行の類型を決め、それに該当しない場合はその対象から外すということは、双方の意思で行う「任意性」を大切にするRJの考えに適していない。

第 2 に,RJ は必ずしも刑事訴訟法や少年法を改正しなければ実施することができないものではない 79 。ただ,RJ を現行法上の手続の中に組み込むことは,少年司法において可能ではある 80 。なぜなら,少年法の目的は「少年の健全な育成」と保護,つまり「少年が非行を克服し成長発達を遂げること 81 」であり,教育的,福祉的な性質を持つため,少年法と RJ の持つ基本理念は重なるものであるからである。応報的な考えを持つ刑事

法と RJ を考える場合,双方の理念が全く異なるため,その中で RJ の実践を行うことは非常に困難であり,仮に行ったとしても,互いに対立し合い,それぞれの持つ理念を維持することができなくなる恐れがあるが,少年法と RJ を考えるにあたっては差しさわり大きな問題とはならない。しかし,あえて私は手続の中に組み込まず,少年法と併存するひとつの選択肢として RJ を位置づけるべきであると考える⁸²⁾。被害者と少年の双方の気持ちを最も大切にする RJ を実現するためには,双方の完全に自由な選択に基づく新たな手続として行う方が効果的であると考えるからである。双方が対話を行いたいという思いを持った,RJ にとって最も適切な時期に個別的な判断をし,ひとつの選択肢として少年法とは別の手続で実践すべきである。

第3にRIの運営については、NPO・NGOが主導で行うべきであると 考える。その理由として、様々な時期で行われる可能性に臨機応変に対応 しなければならないこと、地域社会で継続的な支援を行うためには地域社 会と密着した連携をとる必要があること、地域社会の中での被害者と少年 の問題は個別的対応が不可欠であることの3点が挙げられる。裁判所や処 遇機関は、少年が社会に出るまでの定められた時期においての役割を担っ ている。また公的機関であることから、その地域に存在しているとはいえ、 地域社会とある一定の距離を保たなければならず、何らかの形で被害者や 少年に圧力となる恐れも考えられる。これらの理由により、裁判所や処遇 機関などの公的機関が,RIの実践を主体的に担うことには限界がある。 NPO・NGO は、ボランティアとして市民が主体的に行うものであり、公 的な機関が担うものではない。NPO・NGO であれば,あらゆる時期に行 われる可能性のある RJ の実践に臨機応変に対応することができ,またそ れら団体を担う市民は地域社会の中で最も近い存在であるため、地域社会 の中で様々な機関や団体との連携を取りやすい。また、地域社会の中で被 害者と少年に関わりながらの個別的な対応が可能であり、犯罪の取り扱い について「地域社会」という新たな視点を取り入れた RJ に最も適してい

る。NPO・NGO が中心的存在となり,あらゆる機関や団体と連携をとり情報を共有することで,地域社会の連帯が活性化する。そして,強い連携のとれた社会で個別的に対応しながら被害者と少年を受け入れることが双方の継続的な支援となり,より力強い RJ を可能とするのである。

少年法と NPO・NGO 主導の RJ の具体的な併存方法として,従来の少年法によって審判や処遇が行われる中で,被害者または加害少年が対話をしたいという思いを持った場合,裁判所や処遇機関などその時の段階に応じた公的機関または NPO・NGO どちらかに本人または支援者,オブザーバーが申出を行う。申出を受けた段階で公的機関と NPO・NGO が連携し,情報を共有した上で NPO・NGO 主導のもと対話の機会を設ける。あくまで,対話を行うことは被害者の精神的回復と少年の更生,地域社会の回復のきっかけを作るものであるため,RJ の実践やその結果に少年の処遇を左右する効力は認めない。つまり,RJ の条項や RJ での少年の態度,被害者の思いなどが,審判の結果に何の変化ももたらさないということである。このような方法であれば,少年司法と RJ の併存は実現可能であろう。

むすび

これまで,RJの意義と課題について述べてきた。被害者の精神的回復,少年の更生をより深く考え,新たな地域社会という視点の重要さを指摘した RJ には大きな意義があり,また対話という新たな解決法も非常に興味深い。新たな司法のアプローチである RJ を議論する価値は十分にあり,また実践することも大きな意味を持つ。

しかし、この意義ある RJ を我が国で行うにあたり、前章で述べた対話 後の社会内支援の不十分さにも現れているように、対話を行うことが最終 的な目標となっているように感じる。これは、RJ を実践するにあたって 犯罪の取り扱いの責任を地域社会で受け入れるという考えが未だ希薄だか らではないだろうか。RJ の考える対話は、あくまでも双方の社会復帰の

リストラティブジャスティスにおける社会内継続支援(山森)

きっかけとなるものであり,スタートでしかない。対話後の双方の回復を 後退させるか前進させるかは,彼らを受け入る社会のあり方にかかってい るのであり,仮に後退した場合は更なる苦痛を被害者や少年に与えること となる。地域社会で発生した非行であるからこそ,家庭,教育,福祉など の日常の具体的な組織や司法機関などと連携し,地域社会の中で彼らを受 け入れ,社会復帰を支援することが,再非行を含めた非行の発生を防ぐと 共に,被害者の精神的回復に大きなプラスの影響を与える。「地域社会」 の視点の大切さを認識し,その点を踏まえて RJ を実践に移すことが大切 である。

- 1) 前野育三「修復的少年司法 少年の更生と被害者の権利の調和を目指して」自由と正義 53号(2002年)41頁。
- 2) 前野育三「修復的司法の現実的可能性と具体的形態」法と政治53巻1号(2002年)33頁。
- 3) 少年事件における RJ の実践を目的として,2001年6月に立ち上げられた千葉県内を活動地域とする NPO。ここで行われる「対話の会」は,アメリカのミネソタ大学にある修復的司法調停センターが提唱し,進行役の育成講座などを開いて普及に努めている VOMや FGC をモデルにしている。詳しくは,藤岡淳子編『被害者と加害者の対話による回復を求めて』(誠信書房,2005年)199~217頁に「被害者加害者対話の会運営センター」について記されている。
- 4) 小西聖子「少年事件の被害者遺族 カウンセリングの経験から 」猪瀬愼一郎・森田明・佐伯仁志編『少年司法のあらたな展開』(有斐閣,2001年)350頁。
- 5) 小西聖子『犯罪被害者の心の傷』(白水社,1996年)25頁。
- 6) 小西・前掲注(5)36~38頁。
- 7) 大阪で被害者加害者対話支援センターの第3回定例会の講演の際に,杉浦さん本人が発言されたものであり,その内容が被害者加害者対話支援センター HP に掲載されている。http://www.vom.jp/kenkyukai/3kaikiroku.html (last visited at2006/12/05)
- 8) 前掲注(4)に犯罪被害者の二次被害について書かれている。
- 9) 前野育三「修復的司法とは」藤岡淳子編『被害者と加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える 』(誠信書房,2005年)14~15頁参照。
- 10) 前野・前掲注(9),少年犯罪被害者当事者の会『話を聞いてください 少年犯罪被害者 当事者手記集』(サンマーク出版,2002年)62頁参照。この文献には数多くの少年非行の 被害者の手記が記されている。
- 11) 葛野尋之「少年犯罪に厳罰化は有効か?」GYROS 12号(2005年)130頁。
- 12) 葛野・前掲注(11)130頁。
- 13) 松田美智子「少年院在院者の被害体験」被害者学研究12号(2002年)37頁。
- 14) 2006年9月25日,京都宇治少年院を訪問した際,院長のお話を聞く機会があった。

立命館法政論集 第5号(2007年)

- 15) 葛野・前掲注(11)130頁。
- 16) 有田禎宏「調査官から見た少年非行の実態」猪瀬愼一郎・森田明・佐伯仁志編『少年司 法のあらたな展開』(有斐閣,2001年)342頁。
- 17) 有田・前掲注(16)342~343頁。
- 18) 藤岡淳子「少年非行の心理を考える」,捜査研579号(2000年)51頁。
- 19) 藤川洋子『少年犯罪の深層』(ちくま新書,2005年)146~147頁,有田・前掲注(16) 343~344百参昭。
- 20) 少年犯罪被害者当事者の会・前掲注(12), 葛野・前掲注(12)132頁参照。
- 21) 緑川徹「修復的司法と矯正教育における被害者の視点」刑政115巻6号(2004年) 16~22頁。
- 22) 1997年9月9日付け矯正局長依命通達「少年院の運営について」の一部改正に基づき, 生活訓練課程の細分にG3(非行の重大性等により,少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため,その矯正と社会復帰を図る上で特別な処遇を必要とする者)が設置された。
- 23) 有田・前掲注(16)345~347頁参照。
- 24) 津田玄児「被害者の人権と少年の人権」葛野尋之編『少年司法改革とその展望』(日本評論社,2006年)504~507頁参照。
- 25) 有田・前掲注(16)345~347頁参照。
- 26) 前野育三「少年司法 国民参加とコミュニティー司法の展望 」法律時報73巻7号 (2001年)96頁。
- 27) 津田・前掲注(24)504~507百参照。
- 28) 前野・前掲注(1)40~43頁,ジョン・プレイスウェスト「修復的司法の思想」細井洋子・西村春夫・樫村志郎・辰野文理編『修復的司法の総合的研究』(風間書房,2006年) 24~27頁参照。
- 29) 前野・前掲注(9)17頁。
- 30) 服部明『少年法における司法福祉の展開』(成文堂,2006年)264~267頁参照。
- 31) 服部・前掲注(30)265~266頁。
- 32) 高橋則夫「修復的司法と対話」法律時報78巻12号(2006年)35頁,ハワード・ゼア(監訳=西村春夫・細井洋子・高橋則夫)『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(新泉社,2005年)180~214頁。
- 33) 高橋・前掲注(32)35頁,ハワード・ゼア・前掲注(32)180頁。
- 34) 高橋・前掲注(32)35頁。
- 35) ハワード・ゼア・前掲注(32)180頁。
- 36) 高橋・前掲注(32)35頁。
- 37) 高橋・前掲注(32)35頁。
- 38) 高橋・前掲注(32)35頁,ハワード・ゼア・前掲注(32)180頁。
- 39) ハワード・ゼア・前掲注(32)180頁。
- 40) 高橋・前掲注(32)35頁。
- 41) ハワード・ゼア・前掲注(32)212~213頁。
- 42) ハワード・ゼア・前掲注(32)195~196頁。

リストラティブジャスティスにおける社会内継続支援(山森)

- 43) ハワード・ゼア・前掲注(32)189頁。
- 44) 白井明美「当事者は VOM についてどう考えるか」藤岡淳子編『被害者と加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える 』(誠信書房,2005年)53頁,ハワード・ゼア・前掲注(32)189頁。
- 45) 藤本哲也「修復的司法の批判的考察:アメリカの議論を中心として」藤本哲也編『諸外国の修復的司法』(中央大学出版,2004年)399~426頁,徳永秀雄「少年司法は均衡・修復司法の時代か」刑政111巻2月号(2000年)39~42頁参照。
- 46) 藤本・前掲注(45)399~426頁,徳永・前掲注(45)39~42頁参照。
- 47) 藤本・前掲注(45)399~426頁,徳永・前掲注(45)39~42頁参照。
- 48) 藤本・前掲注(45)399~426頁,徳永・前掲注(45)39~42頁参照。
- 49) 藤本・前掲注(45)422頁。
- 50) 前野・前掲注(1)45頁。
- 51) 前野・前掲注(1)45頁。
- 52) 2000年に起きた西鉄高速バス乗っ取り殺傷事件の被害者山口由美子さんは,京都医療少年院の打診を受け,それに対して「事件を起こした理由を知りたい」と応じ,少年院の一室で教官に付き添われた少年と面会した。また,同事件の被害者,塚本達彦さんも同少年院で少年と面会している。山口由美子さんについては,朝日新聞2005年11月20日,塚本達彦さんいついては朝日新聞夕刊2006年3月27日参照。
- 53) 真田安浩「少年院は被害者に応えられるか」刑政112巻6月号(2001年)43頁参照。
- 54) 前野育三「加害者の更生と被害者の権利 修復的司法による統合 」更生保護53巻 11号(2002年)9頁。
- 55) 山田由紀子「VOM の日本における現状と今後の実践について」藤岡淳子編『被害者と 加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える 』(誠信書 房,2005年)206~207頁。
- 56) 井垣康弘「修復的少年司法の取組 司法福祉のフロンティア (立命館大学人間科学研究所『対人援助のための「人間環境デザイン」に関する総合研究プロジェクト』2002年)63~70頁,井垣康弘「家庭裁判所における修復的司法の現状と課題・第1節裁判官の立場から」藤岡淳子編『被害者と加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える 』(誠信書房,2005年)104~107頁,井垣康弘『少年裁判官ノオト』(日本評論社,2006年)136~163頁参照。
- 57) 上野正雄「少年審判事件における被害者等からの意見聴取のあり方」法律論叢77巻5号 (2005年)9頁。
- 58) 上野・前掲注(57)9頁。
- 59) 上野・前掲注(57)10頁。
- 60) 指宿照久「しょく罪の実践例」大阪家庭少年の会45号(2001年)4頁参照。
- 61) ロールレタリングの成果については、木村勉「被害者の視点を取り入れた教育について 新潟少年学院における実践事例をとおして 」刑政113巻2号(2002年)46~55頁、 ビデオ鑑賞の成果については、藤岡淳子「矯正教育に「被害者の視点」を入れる 試行 事例と今後の展望 」刑政110巻4号(1999年)40~51頁参照。

立命館法政論集 第5号(2007年)

- 62) 後藤弘子「少年非行と親の「責任」 少年法の視点から考える」法律時報76巻7号 (2004年)30頁。
- 63) 緑川・前掲注(21)19頁参照。
- 64) 真田・前掲注(53)42頁。
- 65) 津富宏「犯罪者処遇の評価研究(一)」刑政110巻7号(2000年)58~67頁,津富宏「犯罪者処遇の評価研究(二)」刑政110巻8号(2000年)50~61頁,津富宏「最善の少年非行対策を求めて 国連アジア極東犯罪防止研修所第一一八回国際研修から 」刑政113巻6号(2002年)64~73頁参照。
- 66) 山田由紀子「「被害者加害者対話の会運営センター」の設立と実践」司法福祉学研究第3 号(2003年)47~50頁参照。
- 67) 前掲注(3)で記した千葉県にあるセンター。
- 68) 山田由紀子「VOM の日本における現状と今後の実践について」藤岡淳子編『被害者と 加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える 』(誠信書 房,2005年)199~211頁,山田・前掲注(66)45~50頁参照。
- 69) 山田・前掲注(68)206~207頁。
- 70) 井垣・前掲注(56)「家庭裁判所における修復的司法の現状と課題・第1節裁判官の立場から」,98頁。
- 71) 前野・前掲注(1)41頁参照。
- 72) 葛野・前掲注(11)132頁。
- 73) 前野育三「加害者の更生と被害者の権利 修復的司法による統合」更生保護53巻11号 (2002年) 7 頁。
- 74) 井垣・前掲注 (56) 『少年裁判官ノオト』161頁。
- 75) 井垣・前掲注 (56) 『少年裁判官ノオト』162頁。
- 76) 神戸連続児童殺傷事件の内容,処遇,少年の成長の経過などについては,草薙厚子『少年A矯正2500日全記録』(文春文庫,2006年),井垣・前掲注(56)『少年裁判官ノオト』 24~71百参昭。
- 77) 草薙・前掲注(76)232頁。
- 78) 朝日新聞2004年12月15日。
- 79) 前田・前掲注(2)33頁。
- 80) 前野・前掲注(2)33頁。
- 81) 澤登俊雄『少年法入門』(有斐閣ブックス,2003年)36頁。
- 82) 前野・前掲注(2)33頁。